

■意匠ってなんだろう？ 指導手引

新しいデザインを思いついた場合、その新しいデザインを、他人に勝手に真似されたくないことがあります。他人に勝手に真似されることが続くと、新しいデザインを創作することの意欲がそがれ、世の中に新しいデザインが生まれにくくなる可能性があります。

デザイナーや企業が新しいデザインをつくらうとするモチベーションを保つため、また、新しくデザインされた商品の販売が促されるように、新しいデザインを、自分や、自分が許した人だけが使えて、ある時期が来れば誰でも好きなように使える方法を定めているのが、意匠制度です。意匠制度は、世の中により良い商品があふれるようにするため、意匠法によって定められる制度です。

○「意匠」とは？[0:45]

美術・工芸・工業品などの形・模様・色またはその構成について、工夫を凝らすこと（デザインをすること）や、また、その装飾的創作（デザインが施されたもの）のことを、一般的に、意匠といいます。

意匠法で保護される意匠は、このような広い意味での意匠のうち、物品の美的外観（モノの見た目のデザイン）の意匠です。動画でも紹介するように、意匠法で保護される意匠は、①物品性 ②形態性 ③視覚性 ④美観性 の4つの要件を満たす必要があります。このことは、意匠法では、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定められています（意匠法第2条第1項）。

・「物品性」とは？

意匠が、物品に関わるものであることをいいます。

具体的には、意匠に形があり（有体物であり）、売買できる物であって（動産であって）、市場で流通する物である（独立して取引の対象となる物である）必要があります。

このため、例えば、ヘアスタイルは髪形のデザインであり、体の一部である髪は物品でないため、意匠法では保護されません。また、プロジェクションマッピングによる光などの形がないもの（無体物）は、意匠法では保護されません。また、不動産も意匠法では保護されません。

・「形態性」とは？

意匠に形があること（意匠が物品自体の形態であること）をいいます。

例えば、物品がハンカチの場合、見栄えを良くするためにハンカチを結んで花の形などにして展示して販売することがありますが、このようなハンカチを結んでできた花の形態は、ハンカチという物品自体の形態とはいえませんので、意匠法では保護されません。

・「視覚性」とは？

意匠が目で見ることができもの（視覚に訴えるものであること）をいいます。

このため、音、手触り、味覚といった、目に見えないものは、意匠法では保護されません。

また、例えば、粉砂糖の一粒のような、肉眼によって形態を認識できないものは、視覚性を有していません。

なお、ダイヤモンドのカット（宝石）のように、取引において拡大して観察することが通常行われているものについては、肉眼では形態を認識しにくいものであっても視覚性が認められます。

・「美観性（美感性）」とは？

見た目が美しいと思える意匠であること（意匠が美感を起こさせるものであること）をいいます。

ここでいう「美感」は、美術品のように、高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであればよいです。

また、美感は、音楽のように聴覚を通じて起こることもありますが、意匠法では「視覚を通じて起こる美感」を有する意匠を、保護の対象とします。

○自分が創作した意匠を国に保護してもらうためには？[8:53]

意匠登録を受ける必要があります。

意匠登録を受けるためには、意匠登録を受けようとする意匠について特許庁に届け出をする（意匠登録出願をする）必要があります。

意匠登録出願がされた意匠は、特許庁の審査官によって審査され、審査官に意匠法に定められた所定の要件を満たすと判断された場合に、意匠登録を受けることができます。この所定の要件のことを、「登録要件」といいます。

○「登録要件」にはどんなものがあるの？[10:00]

・意匠が「新規性」を有すること（新しいこと）

動画でも紹介するように、例えば、コンテストに応募した意匠は、意匠を創作した人以外の人に知られてしまうので、新規性が失われます。

・意匠が「創作非容易性」を有すること（簡単に創れないこと）

動画でも紹介するように、世の中でよく知られたありふれた意匠を単純に組み合わせた意匠は、誰もが簡単に創れる意匠なので、意匠が「創作非容易性」を有しているとは言えません。このような場合は、意匠が新しいものであっても（新規性を有していても）、意匠登録を受けられません。

・意匠が「工業上の利用性」を有すること（量産できること）

例えば、美観性を有する意匠であっても、版画、彫刻、絵画といった純粋美術の分野に属する美術品や、自然石をそのまま使用した置物のように、ほとんど加工を施さない自然物をそのままの形状で使用するものは、工業的技術を利用して同じものを量産できません。このため、このような意匠は「工業上の利用性」を有しておらず、意匠登録を受けられません。

○意匠権が保護される最長期間は？[13:22]

意匠権が保護される最長期間（意匠権の存続期間）は、意匠登録を受けてから20年間です。

○登録済みの意匠を真似したらどうなるの？[14:02]

動画でも紹介するように、意匠法は、登録された意匠を勝手に真似した人に対して、

(1) 真似をした商品（侵害品）を一切売ってはいけない（差止）

侵害品をつくった機械等も廃棄するように求められることもあります。

(2) 賠償金を払う（賠償）

真似をされた商品が侵害品のせいで売れなかった場合には、損害分のお金を払わなければいけません。

(3) 罰金を払う（罰金）

(4) 刑務所に入る（懲役）

といった制裁を科すことを定めています。意匠制度は、このような制裁の規定を設けることで、登録された意匠が勝手に真似されることを防ぎ、新しい意匠を創った人を保護します。

以上